

平成 22 年 3 月 11 日
変更 平成 27 年 7 月 27 日
変更 令和 年 月 日

知多交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するための計画（改正素案）

知多交通圏タクシー準特定地域協議会

はじめに

「知多交通圏（以下「当交通圏」という。）における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画（以下、「地域計画」という。）」については、平成 22 年 3 月 11 日付で策定、その後、平成 26 年 1 月に関係法令の改正施行〔※〕を受け、平成 27 年 7 月 27 日の知多交通圏タクシー準特定地域協議会にて地域計画の変更について審議いただき、変更後の地域計画に基づきタクシー事業における輸送供給力の適正化、事業の活性化に取り組んできたところです。

地域計画は、「地域の自主性を尊重するものであるから、地域計画の具体的な内容は、関係法令に違反せず、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「タクシー特措法」）及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針に定める事項から逸脱しない範囲内において、地域の判断に委ねられるもの」との趣旨のもと、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取り組みを定めるものであります。

しかし、タクシー事業を取り巻く諸情勢は、供給力削減（適正化）による一定の効果はあったものの、それを大きく上回る輸送需要の低迷など、政府の経済対策が効果的に反映される状況に至らず、平成 26 年 1 月に関係法令の改正施行〔※〕が実施され、所要の対策に取り組む必要性が示されたことから、地域計画についても一定の見直しについて協議し、「準特定地域計画」として関係者が共通してその重要性を確認したものであります。

※特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）

- ・タクシー特措法の改正：特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「法」と表記）
- ・タクシー業務適正化特別措置法の改正
- ・道路運送法の改正

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

（1）当交通圏におけるタクシーの果たすべき役割と計画の位置づけ

・タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関であります。特に次の①～③のような優れた特性を活かして、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、かつ、柔軟に対応することができる、地域住民の生活利便の向上や地域社会の活力維持にも資する、貴重な地域財産で、日常生活に欠かすことのできない、地域公共交通機関です。

- ①地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送

- ②面的に移動できるため機動性や移動の自由度が高い
- ③深夜など時間を選ばずにいつでも誰もが利用可能
- ・高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応するタクシーサービスの提供など、地域公共交通機関としての役割を果たす必要があるとともに、中部国際空港から入国するインバウンド対応や開発が進む前島地区、豊かな自然を要する地域を活かした観光への対応等、地域の観光交流・活性化を支える基盤としての役割も期待されるところである。
- ・タクシーが鉄道、バス等の他の公共交通機関と連携した総合ネットワークの構築、さらには、まちづくり（地域づくり）、交通空白地域での移動サービス提供など各地域の都市政策・地域政策と一体となった地域公共交通としての役割を果たす必要があります。
- ・本計画は、これらの基本的なタクシーの特性を確認、活用できるよう関連する交通計画、地域計画と連携・協働し、タクシーが地域公共交通機関としての機能を十分発揮できるよう、そのあり方を明確にするものとする。

（2）当交通圏における計画期間

当交通圏の準特定地域としての指定期間である令和7年9月30日までを新たな計画期間とし、現在までに取り組んできた個別事業の継承に加え、活性化を図るために新たな事業の提案と発掘に努めることとします。

2. タクシー事業の現状と問題点

愛知県におけるタクシー事業は、平成20年のリーマンショック以降、需要の低迷と運転者不足の顕著化してきましたが、加えて、令和2年1月に始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりタクシー需要は激減し、タクシー運転者の離職が相次いだため、運転者不足（供給力不足）はより深刻化しております。

（1）タクシー事業の現状

①タクシー輸送実績等の推移

タクシー事業の輸送実績の推移は、輸送指標である輸送回数、輸送人員、実車走行キロ、運送収入並びに日車営収の各指標で比較する。

- ・輸送状況全体の状況は、輸送回数、輸送人員とも平成20年度以降、経済情勢の変化に伴い急激な落ち込みをして以来、低減傾向が続いているが、加えて令和2年度以降はコロナ禍の影響により平成19年度実績の50%以下となっている。中部国際空港構内タクシー営業会に所属するタクシー車両の利用状況もコロナ禍前の1日平均50両から30両まで減少している。
- ・タクシーの稼働状況を見る指標の一つとしての日車営収は、平成23年度から平成30年度までは回復傾向にあったが、コロナ禍の影響により令和元年度と2年度は大きく減少。令和3年度以降再び上昇に転じた。
- ・タクシーの実働率は、運転者不足が続いており、年々低下している。タクシー車両数は平成19年度に比べ72.6%である。運転者数は平成20年度まではほぼ横ばい状態であったが、それ以降、減少に転じ平成19年度に比べ57.0%まで低減しており、日車営収の改善と合わせてみると運転者不足が課題となっていることが推測される。

【付属1及び付属2 参照】

②タクシー運転者の労働条件

愛知県内におけるタクシー運転者の令和4年の年間賃金は、363.6万円（平均年齢59.0歳）と全産業の年間賃金554.9万円（平均年齢44.5歳）を大きく下回っています。同じく、タクシー運転者の令和4年の年間労働時間は、いくぶん改善傾向にあるものの2,232時間で、全産業の年間労働時間2,172時間を上回っており、いずれも厳しい状況となっていることが伺えます。

【付属3 参照】

③関係市町村と連携したタクシーサービスの運行状況

・コミュニティタクシーの運行等

一般的に鉄道・バス等が運行していない「交通空白地域」と称される地域において住民の足として、関係市町村と連携し、タクシー車両を活用したコミュニティタクシー（タクシー車両を使用しての乗合型の形態）が様々な形で運行される傾向にあります。

新しい運行サービスの提供が模索される中で、タクシー車両を使用しての「乗合」としての運行となっており、「乗用＝タクシー」での利活用には至っておりません。

—コミュニティタクシーの運行状況—

- | | |
|-------|-------------------------------|
| ○南知多町 | ・篠島乗合タクシー（区域運行） |
| ○武豊町 | ・ゆめころん「 <u>接続タクシー</u> 」（区域運行） |

◇参考（令和4年3月31日現在）

○東海市	らんらんばす	3コース（バス型）
○大府市	ふれあい <u>バス</u>	<u>5</u> コース（バス型）
○知多市	あいあい <u>バス</u>	<u>2</u> コース（バス型）
○東浦町	う・ら・ら	5コース（バス型）
○南知多町	海っ子バス	1コース（バス型）
○武豊町	ゆめころん	2コース（バス型）
<u>○半田市</u>	<u>ごんくる ほか</u>	<u>9</u> コース（バス型 <u>3</u> 、タクシー型 <u>6</u> ）

（資料：中部運輸局HPより）

・身体障がい者等の足の確保

タクシー事業者は関係自治体と連携して、身体障がい者等の社会参加を支援するため、身体障がい者等の足としての福祉タクシーサービスを提供しています。

○タクシー事業者は、運賃を割引（身体障がい者等の運送について、1割引）

愛知県タクシー協会会員は、「身体障害者手帳」もしくは「知的障害者療育手帳」を提示いただいた場合に加え、令和3年4月からは「精神障害者福祉手帳」を提示いただいた場合にも運賃の割引を適用しています。

○関係自治体は、福祉タクシー券（身体障がい者等を対象とする初乗運賃助成券等）を配布

また、タクシー事業者は、健常者はもとより、高齢者や車いす利用者など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入について、県及び一部の自治体の支援をいただきつつ推進しています。

④タクシー事業に関連する新たな制度の展開

タクシー事業を取り巻く状況については、需給調整規制を廃止する改正道路運送法が施行された平成14年2月1日以降、次に記載する旅客輸送等に関する新たな制度が順次導入され、これら新制度との調整が地域公共交通会議等の場で図られています。

今後は、令和5年10月以降の法令改正等による新たな仕組みを活用した取組についても、地域公共交通会議等の場において検討することとします。

- ・福祉有償運送（自家用有償旅客運送）の許可・登録制度の導入（平成18年10月施行）
- ・訪問介護員等による自家用有償運送許可制度の導入（平成18年10月施行）
- ・（市町村）地域公共交通会議における乗合旅客の協議・コミュニティバス等の運行（平成18年10月施行 ③参照）
- ・自家用有償運送の自治体への事務・権限移譲が可能となる（平成27年4月施行）
- ・自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大（平成27年4月施行）
- ・地域交通の検討プロセスに関するガイドラインを公表（平成30年3月施行）
- ・事前確定運賃の導入（平成31年4月）
- ・一括定額運賃・変動迎車料金の導入（令和2年11月）
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設（令和2年11月）
- ・相乗りタクシー制度の導入（令和3年10月施行）
- ・地域交通法の改正（地域の関係者の連携と協働の促進、バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充（エリア一括協定運行事業の創設等）、鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設）（令和5年10月施行）
- ・営業所ごとのタクシー車両の最低車両台数の緩和（令和5年10月施行）
- ・自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化（令和5年11月施行）
- ・過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための自家用自動車有償運送許可制度の創設（令和5年12月）
- ・交通空白地有償運送制度の改正（事業者協力型自家用有償旅客運送制度の活用促進）（令和5年12月）
- ・交通空白地に係る目安の設定（令和5年12月）
- ・自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化（令和5年12月）

（2）課題・問題点

現在のタクシー事業が抱える課題は、先述のとおり、輸送需要の低迷から生じる、様々な事象がある。上述してきたとおり、タクシー事業を取り巻く経営環境（輸送需要の掘り起こし、運転者の待遇改善、高齢化対策）は難しい課題が山積する状況となっているが、これらの解消には、自らがその課題・問題点を把握しなければならない。

当交通圏では、平成14年2月に規制緩和の需給調整規制を廃止する改正道路運送法が施行された後も地域のタクシー事業者が一致結束して、タクシー需要に見合う事業計画の確保（車両・タクシーサービス等）に努めてきたが、現在は、経営環境の外的な改善を待つことなくタクシーを利活用できる環境を整える努力が必要となっている。これらの取り組みを開始しなければ、収益基盤の悪化やタクシー運転者の労働条件悪化等が進行し、地域公共交通機関としてタクシー機能を十分に発揮できない等の状況が懸念される状況に変化はなく課題や問題点の整理が不可能となる。

(3) タクシー業界の取り組み

これまで愛知県タクシー協会、その所属会員事業者が取り組みを行ってきた以下の事項については、今後も引き続き取り組む必要がある。

- ・運輸安全マネジメントの推進
- ・タクシー交通事故絶滅運動の展開
- ・運転者のサービス向上に関する街頭指導の実施
- ・勤務実態に関する巡回パトロールの実施
- ・当協会で策定した「タクシーサービス5則」の徹底
- ・タクシーサービス向上運動の展開
- ・受動喫煙防止対策によるタクシー車内全面禁煙の実施
- ・タクシーモニターの実施
- ・各種研修会の開催（電話担当者研修）
- ・タクシー強盗等に関する防犯訓練
- ・自動車交通事故防止セミナーの開催
- ・労務セミナーの開催
- ・エコドライブの実施
- ・タクシー事業の「グリーン経営」の推進
- ・コミュニティタクシーの運行
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入推進、その他

さらに、運転者登録制度に基づく講習・登録の適正な実施による輸送の安全・利用者利便の確保に取り組むほか、タクシーサービスの提供に不可欠な事項の確実な対応について検討を重ねています。

(4) 取り組みの方向性

- ・上述した、1. (1) タクシーの果たすべき役割、2. (1) タクシー事業の現状と(2)課題・問題点等を踏まえ、当交通圏におけるタクシー事業の適正化・活性化を図るための目標（次項3.）を定め、目標を実現するために、タクシー事業者が中心となって、自治体をはじめとする地域の支援と協力を得ながら活性化事業及びその他の事業（次項4.。以下、「活性化事業等」という。）に取り組むこととします。
- ・活性化事業等には、それぞれ実施主体と実施時期をできる限り明記するとともに、その取り組み（状況、進捗状況、見直し事項等）に関して、毎年度一定時期に、準特定地域計画の目標の達成状況の評価をすることとします。
- ・なお、当協議会は、協議会構成員以外の地域の関係者に対して、準特定地域計画の目標達成のために必要な協力の要請等を行うこととします。

3. 準特定地域計画の目標（課題解決に向けた目標）

(1) タクシーサービスの活性化

- ・利用者の立場に立った“安全・安心”で利便性の高いタクシーサービスを安定的に提供することに努めることとします。
- ・少子高齢化社会に対応した福祉タクシーサービスの向上に努めることとします。
- ・関係自治体と連携し、鉄道・バスサービスのない、いわゆる交通空白地域の住民の足の確保に努めることとします。

(2) 事業経営の活性化、効率化

- ・事業経営の活性化、効率化を推進するとともに今後のタクシー事業の将来像（次世代のタクシー等）を構築することとします。
- ・若年労働力（女性ドライバーを含む。）を積極的に登用し、事業の活性化に努めることとします。
- ・自家用有償旅客運送制度を活用した取組を進め、事業の活性化・効率化に努めることとします。

(3) 安全・安心の確保

- ・地域公共交通機関に課せられた最大の使命は、“安全・安心の確保”であることを再認識し、道路運送法・道路交通法など関係法令を遵守して、利用者に信頼される“安全・安心”な輸送サービスを提供することとします。

(4) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等労働基準関係法令及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の遵守、これらを最低限とする労働条件の確保を前提として、さらなるタクシー運転者の労働条件・労働環境の改善・向上を図ることとします。

(5) 交通問題、環境問題の改善

- ・地域公共交通機関であるタクシー事業者は、タクシーの社会的使命を果たすために、地域交通安全への貢献活動を展開することとします。
- ・地球温暖化防止など、地球環境に配慮したタクシー事業の展開に努めることとします。

(6) 地域社会への貢献

- ・タクシー車両を活用した地域防犯など、地域社会への貢献活動を展開することとします。
- ・地域の活性化等の視点からも、各地域で進められている観光施策等（観光ボランティアの育成等を含む。）にタクシーとして参加するなど、地域社会への貢献活動を展開することとします。

4. 準特定地域計画の目標（課題解決に向けた目標）を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

- ・活性化事業等については、タクシー事業者が中心となって地域の実情・要請に応じて、できる限り多様な取り組みを行いうるようするため、実施事項を定めるものである。
- ・活性化事業等には、それぞれ実施主体と実施時期を定めておりますが、従前から取り組み、今後も継続して取り組むべき事項については「実施継続」「随時実施」とし、さらに検討を進める必要があるなど実施に時間を要すと思われる事項は「検討促進」「目標年度表示」としております。
- ・なお、新たな取り組み事項については、別にタクシー事業者が作成する「活性化事業計画」の中で具体的に整理し、自ら取り組む姿勢、事項の具体化を促進することによるタクシー事業の活性化を推進することとします。

(1) タクシーサービスの活性化

○活性化事業

事業名	実施主体	実施時期
○タクシー運転者のサービス向上等に関する街頭指導の実施	タクシー協会 タクシー事業者	実施継続
○タクシー運転者等に対する各種研修会の実施 ・電話担当者、指導主任者、救命救急（心肺蘇生・AED等）研修	タクシー協会 タクシー事業者	実施継続
○利用者ニーズに対するきめ細やかな対応 ・福祉タクシー（車椅子、寝台、回転シート）車両、 <u>ユニバーサルデザインタクシー</u> の導入 <u>・配車アプリの導入</u> <u>・キャッシュレス決済の導入</u> ・子育て支援タクシーの導入 ・愛知県子育て家庭優待事業への協賛	タクシー協会 タクシー事業者	実施継続
○輸送需要に関する調査の実施 ・利用者ニーズを把握するためのアンケート調査 ・タクシーモニターの実施 ・タクシー利用者懇談会の開催	タクシー協会 タクシー事業者	実施継続
○タクシー代行、救援事業の拡充	タクシー事業者	随時実施
○公共交通機関としてのタクシー事業のPR ・タクシーの位置づけ、役割り等を広報 ・タクシー乗り場等を地域の交通マップ等に掲載 ・全国タクシーガイドによる情報発信を推進	タクシー協会 タクシー事業者 関係自治体	実施継続

○その他の事業

事業名	実施主体	実施時期
○バス等のない交通空白地域の住民及び障がい者、高齢者、運転免許返納者等の足の確保のために、地域の関係者一体となり、タクシーを有効に活用した運行システム等の検討 ・コミュニティタクシーの運行 ・福祉タクシーの拡充	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	実施継続
○地域公共交通会議等におけるタクシーの位置づけに関する検討 ・ <u>地域公共交通計画</u> 等交通の基本計画との連携 ・都市計画並びに道路整備計画、駅前広場整備等に基づくタクシー乗り場等の整備の検討 ・タクシーと鉄道、バス等の他の公共交通機関との乗継ぎ円滑化の改善策の検討	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	随時実施

・中部国際空港におけるタクシーサービスの在り方の検討		
----------------------------	--	--

(2) 事業経営の活性化、効率化

○活性化事業

事 業 名	実施主体	実施時期
○デジタル式G P S – A V Mシステムを活用した車両の配車 ○配車アプリの導入(再掲)	タクシー事業者	実施継続
○運転者確保対策の推進 ・若年労働力（女性ドライバーを含む）の登用 ・自家用有償旅客運送制度を活用した取組の推進	タクシー事業者	実施継続
○鉄道主要駅等にモニターカメラを設置し、利用者の状況の把握等が可能な事業者間のシステムを構築	タクシー事業者 関係鉄道事業者	検討促進

(3) 安全・安心の確保

○活性化事業

事 業 名	実施主体	実施時期
○運輸安全マネジメントの推進	タクシー協会 タクシー事業者	随時実施
○「事業用自動車総合安全プラン2009」の取り組みの推進	タクシー事業者	随時実施
○タクシー交通事故撲滅運動の実施 ・路上寝込み者等の事故防止	タクシー協会 タクシー事業者	継続実施
○経営責任者・管理者に対する研修の実施 ・運行管理者・整備管理者、主任指導者の研修 ・運輸安全マネジメント等の説明会	タクシー協会	継続実施
○ドライブレコーダーの導入	タクシー事業者	継続実施
○デジタル運行記録計の導入	タクシー事業者	継続実施
○先進安全自動車の導入	タクシー事業者	継続実施

○自動車交通事故防止セミナーの開催	タクシー協会 タクシー事業者 愛知県警察	継続実施
-------------------	----------------------------	------

(4) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

○活性化事業

事業名	実施主体	実施時期
○勤務実態に関する巡回パトロールの実施	タクシー協会	継続実施
○地域公共交通機関としてのタクシーサービス提供に相応しい勤務交番（勤務形態を含む）の見直し	タクシー事業者	継続実施
○タクシー強盗等に関する防犯訓練（県内3～4か所）	タクシー協会 愛知県警察	継続実施
○防犯基準に適合した防犯仕切板の導入促進	タクシー事業者	継続実施
○車内防犯カメラ導入等に関する導入促進	タクシー事業者	継続実施
○女性ドライバーのための職場環境の整備	タクシー事業者	継続実施
○労働関係法令等の講習会開催	タクシー協会	継続実施
○通年の健康診断とは別に、メンタル的な部分の定期健診等の実施	タクシー事業者	平成27年度中

○その他の事業

事業名	実施主体	実施時期
○タクシー運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の見直し検討	タクシー協会 労組代表	継続実施
○受動喫煙防止対策によるタクシー車内全面禁煙の継続実施	タクシー協会	継続実施

(5) 交通問題、環境問題の改善

○活性化事業

事業名	実施主体	実施時期
○低公害車等の導入 ・低燃費LPGタクシー ・アイドリングストップ車両 ・ハイブリッドタクシー ・EVタクシー	タクシー事業者	平成30年度までに

○エコドライブ、アイドリングストップの推進	タクシー事業者	継続実施
○タクシー事業の「グリーン経営」認証の取得	タクシー事業者	継続実施

○その他の事業

事 業 名	実施主体	実施時期
○タクシー車両がペースカーとなり（制限）速度遵守運動を展開	タクシー協会 タクシー事業者 愛知県警察	継続実施
○ショットガン方式導入の検討	タクシー協会 タクシー事業者	随時実施

(6) 地域社会への貢献

○活性化事業

事 業 名	実施主体	実施時期
○自治体等と連携した観光振興 ・国内外からの来訪者への地域情報の発信 ・各地における観光ルートの設定 ・観光案内や歴史などの観光ボランティアの育成等	関係自治体 関係観光協会 タクシー協会 タクシー事業者	継続実施

○その他の事業

事 業 名	実施主体	実施時期
○自治体とタクシーとの間で地域（緊急）情報の相互通報制度等の拡充 ・地震、風水害等の被害状況等 ・廃棄物の不法投棄、水道管の漏水、道路の損壊 ・ひとり暮らし高齢者の安否確認 ・児童生徒等見守りネットワークへの参加 ○東海・東南海地震等への輸送対策の推進 ・ <u>大規模災害等の被災地における緊急輸送対応</u>	関係自治体 タクシー協会 タクシー事業者	継続実施
○コンビニ強盗並びにタクシー強盗等の未然防止に関するコンビニエンスストアへのタクシーの立ち寄り	タクシー事業者 愛知県警察	継続実施

5. 準特定地域計画の実施状況、活性化事業の評価・見直しに関する事項

当協議会で作成した準特定地域計画に定めた目標の達成状況についての評価・見直し等をするため、定期的に協議会を開催することとします。具体的には、毎年度開催する初回協議会に

おいて、タクシー事業者が実施内容・進捗について、達成度など自己評価を含め報告することとする。

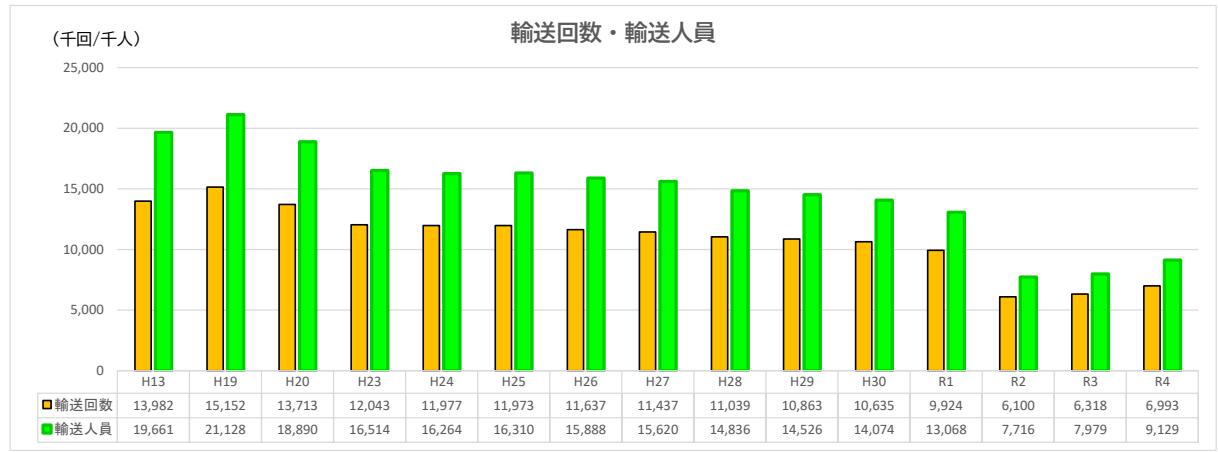
なお、当交通圏について、法に基づく準特定地域の指定を解除された場合にあっても、協議会構成員の同意のもとに、協議会レベルの永続的な協議の場を設置し、タクシー事業の活性化を推進することとします。

おわりに（準特定地域計画、活性化事業計画の確実な推進にあたって）

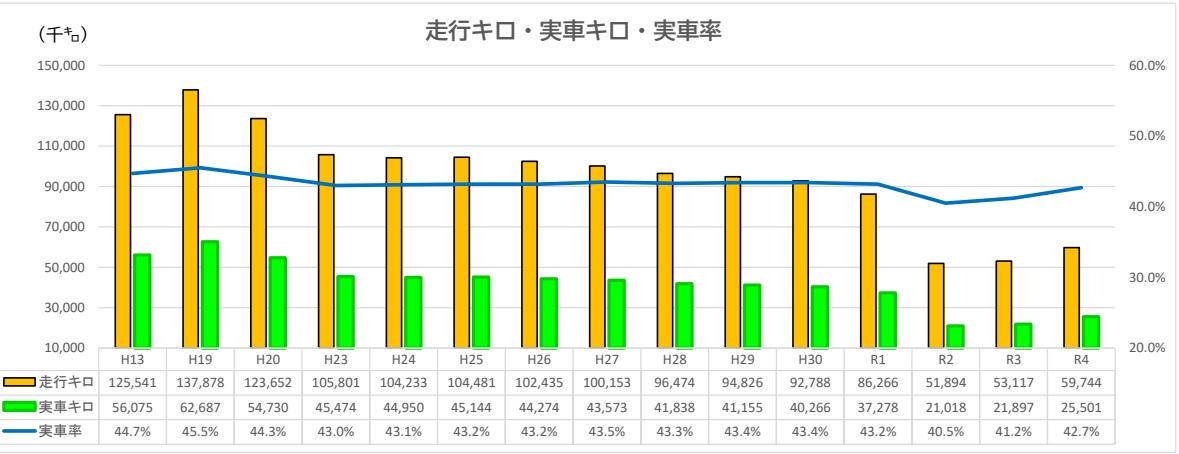
- ・当交通圏のタクシー事業が真に公共交通機関として地域社会と利用者に理解・信頼され、公共交通に相応しい役割を確実に果たし、3.に掲げる各目標を着実に実現していくためには、タクシー事業が抱える諸問題の解消にタクシー事業者が自ら取り組むとともに、効率的な経営体制の確立を図ることが必要不可欠であることは、先述したとおりであります。
- ・準特定事業計画には活性化事業と相まって事業再構築（事業の譲渡又は譲受け、合併又は分割、事業の供給輸送力の削減、経営の合理化に資する事項〔事業用自動車の使用の停止〕）について定めることができると規定されています。
- ・また、同法の運用についての基本方針には、「事業再構築は、準特定地域計画に位置付けられた活性化事業の実施と相まってタクシー事業の活性化の推進に資するものであり、活性化事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利便が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されています。
- ・以上の法の目的に添って、タクシー事業者は積極的に活性化事業計画と相まった事業再構築の検討を図り、事業の再構築に向けて活性化事業等の推進に取り組むことが不可欠であります。
- ・また、タクシー事業者が活性化事業等を推進し、その社会的役割を果たしていくためには、当協議会の参加者をはじめ、タクシー事業関係者の理解と協力が必要不可欠であります。このため、当協議会として、必要に応じ、関係者に対して、この準特定地域計画に基づく施策を推進するために必要な支援や協力を要請することとします。

輸送実績の推移 (愛知県タクシー協会会員)

年度	輸送回数	輸送人員
H13	13,982	19,661
H19	15,152	21,128
H20	13,713	18,890
H23	12,043	16,514
H24	11,977	16,264
H25	11,973	16,310
H26	11,637	15,888
H27	11,437	15,620
H28	11,039	14,836
H29	10,863	14,526
H30	10,635	14,074
R1	9,924	13,068
R2	6,100	7,716
R3	6,318	7,979
R4	6,993	9,129



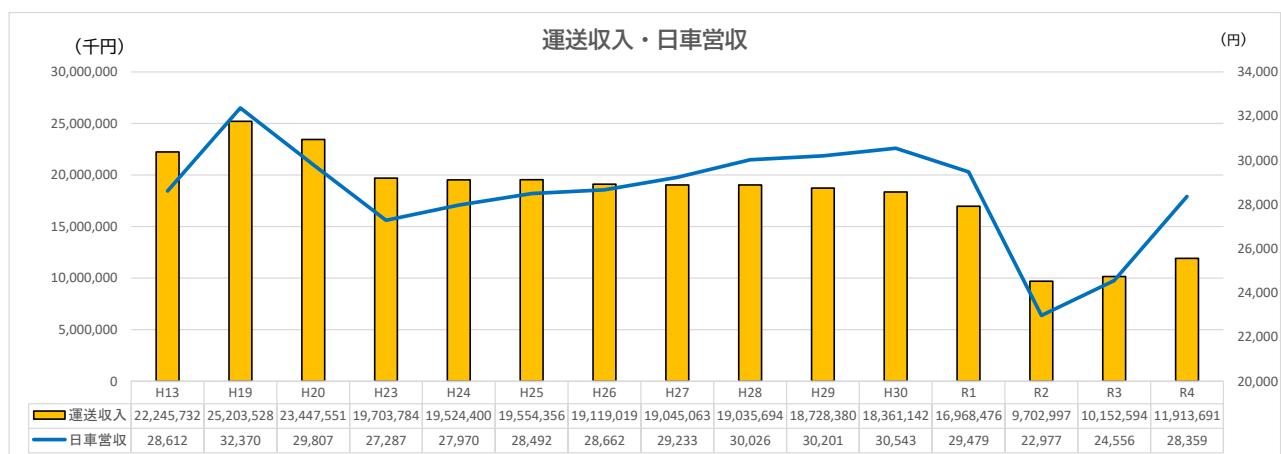
年度	走行キロ	実車キロ	実車率
H13	125,541	56,075	44.7%
H19	137,878	62,687	45.5%
H20	123,652	54,730	44.3%
H23	105,801	45,474	43.0%
H24	104,233	44,950	43.1%
H25	104,481	45,144	43.2%
H26	102,435	44,274	43.2%
H27	100,153	43,573	43.5%
H28	96,474	41,838	43.3%
H29	94,826	41,155	43.4%
H30	92,788	40,266	43.4%
R1	86,266	37,278	43.2%
R2	51,894	21,018	40.5%
R3	53,117	21,897	41.2%
R4	59,744	25,501	42.7%



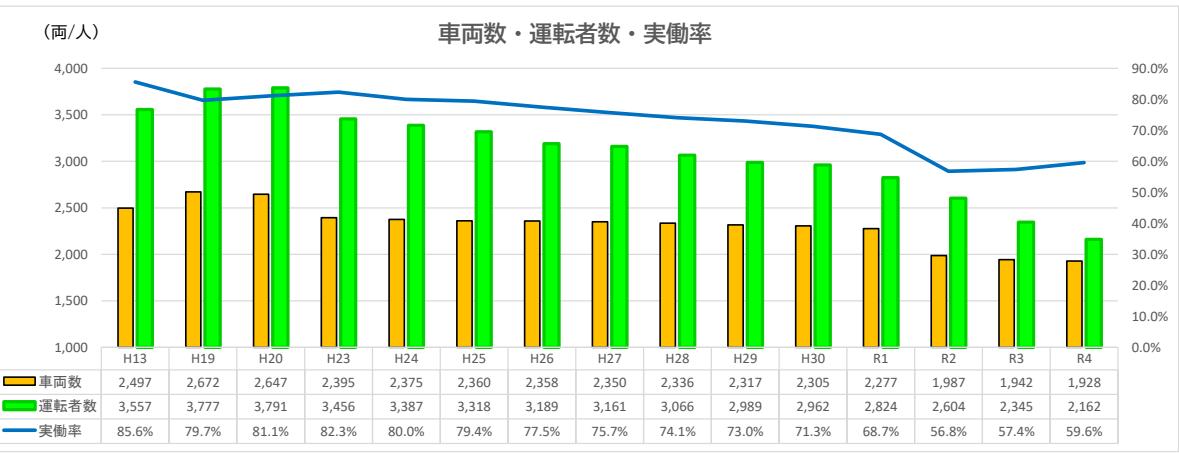
付属1

資料：愛知県タクシー協会

年度	運送収入	日車営収
H13	22,245,732	28,612
H19	25,203,528	32,370
H20	23,447,551	29,807
H23	19,703,784	27,287
H24	19,524,400	27,970
H25	19,554,356	28,492
H26	19,119,019	28,662
H27	19,045,063	29,233
H28	19,035,694	30,026
H29	18,728,380	30,201
H30	18,361,142	30,543
R1	16,968,476	29,479
R2	9,702,997	22,977
R3	10,152,594	24,556
R4	11,913,691	28,359



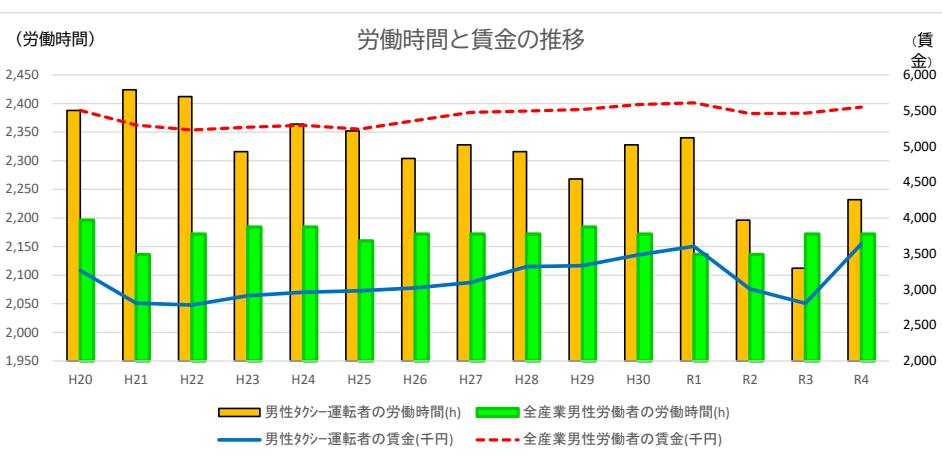
年度	車両数	運転者数	実働率
H13	2,497	3,557	85.6%
H19	2,672	3,777	79.7%
H20	2,647	3,791	81.1%
H23	2,395	3,456	82.3%
H24	2,375	3,387	80.0%
H25	2,360	3,318	79.4%
H26	2,358	3,189	77.5%
H27	2,350	3,161	75.7%
H28	2,336	3,066	74.1%
H29	2,317	2,989	73.0%
H30	2,305	2,962	71.3%
R1	2,277	2,824	68.7%
R2	1,987	2,604	56.8%
R3	1,942	2,345	57.4%
R4	1,928	2,162	59.6%



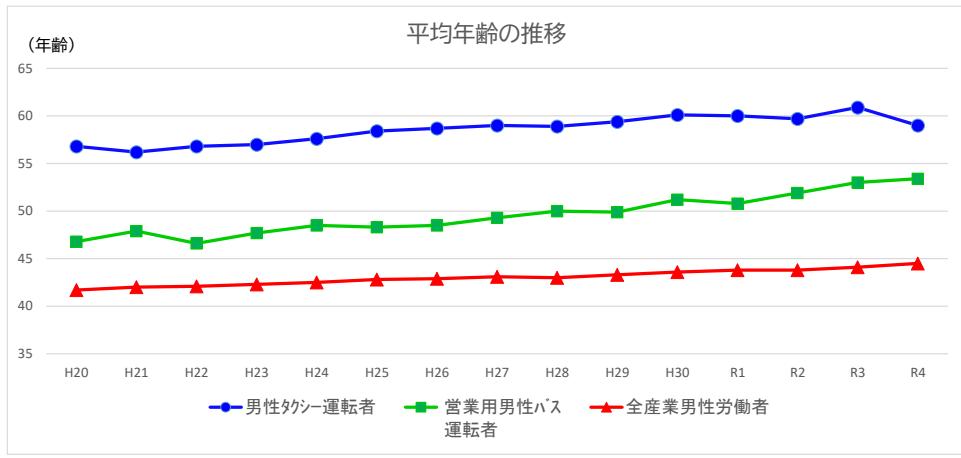
付属2

資料：愛知県タクシー協会

年	男性タクシー運転者の労働時間(h)	全産業男性労働者の労働時間(h)	男性タクシー運転者の賃金(千円)	全産業男性労働者の賃金(千円)
H20	2,388	2,196	3,263	5,504
H21	2,424	2,136	2,808	5,298
H22	2,412	2,172	2,783	5,230
H23	2,316	2,184	2,912	5,268
H24	2,364	2,184	2,961	5,297
H25	2,352	2,160	2,980	5,241
H26	2,304	2,172	3,023	5,360
H27	2,328	2,172	3,098	5,477
H28	2,316	2,172	3,320	5,494
H29	2,268	2,184	3,333	5,517
H30	2,328	2,172	3,483	5,585
R1	2,340	2,136	3,604	5,610
R2	2,196	2,136	3,009	5,460
R3	2,112	2,172	2,805	5,464
R4	2,232	2,172	3,636	5,549



年	男性タクシー運転者	営業用男性バス運転者	全産業男性労働者
H20	56.8	46.8	41.7
H21	56.2	47.9	42.0
H22	56.8	46.6	42.1
H23	57.0	47.7	42.3
H24	57.6	48.5	42.5
H25	58.4	48.3	42.8
H26	58.7	48.5	42.9
H27	59.0	49.3	43.1
H28	58.9	50.0	43.0
H29	59.4	49.9	43.3
H30	60.1	51.2	43.6
R1	60.0	50.8	43.8
R2	59.7	51.9	43.8
R3	60.9	53.0	44.1
R4	59.0	53.4	44.5



付属3

資料：一般社団法人ハイヤー・タクシー連合会